

(農林水産委員会)

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第四二号) (先議) 要旨

本法律案は、農産加工品の輸入の増加等、特定農産加工業をめぐる厳しい経営環境に鑑み、特定農産加工業者の経営改善を引き続き促進するため、特定農産加工業経営改善臨時措置法の有効期限を五年間延長しようとするものである。